

内閣官房 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務を対象とするよう、別表への掲載を求める。(参考)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、得る目的には幅広い行政分野で活用することと意図に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が別表されている。これらの別表された事務では、例えば、住民票や所得証明書など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に掲げられていない社会保障制に関する法律で行われている事務で、同時に住民票や所得証明書など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	大分県提案分	内閣官房、国土交通省	九州地方知事会	E 提案の検討 E 提案の検討 E 提案の検討 E 提案の検討 E 提案の検討	番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野で利用することが規定されており、具体的には、番号法の別表第一において掲げられている事務等に個人番号を利用することができるものとされています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するもの限り情報提供を可能としています(第9条)。 例示いただきました「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するためのものであることから、当該法律に基づく事務が、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当する必ずしも明確ではありませんが、個人番号の利用範囲の拡大については、番号法別表第9条第1項において、番号法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、取組の指針を定めて、所要の措置を講じるとされており、適切に対応してまいります。	「番号法の施行後3年を目途として検討」とご回答頂きましたが、施行後3年は平成26年10月を目途とすると考えています。一方で、内閣官房の想定スケジュールでは、住民の添付書類削減を実現する情報提供ネットワークを使用した個人情報の提供は、平成29年1月より国の機関間の連携から開始し、平成29年7月を目途に地方公共団体等との連携についても開始するとされています。 本提案は、根拠法は違うものの、現在、同様に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未然に防ぎたいとの考えです。情報提供ネットワークの地方公共団体等の連携開始時点(29年7月)において、手続の違いが生じないように検討をいただきたいです。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があります。特定優良賃貸住宅は、現在マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅と同じ社会保障分野に含まれると考えています。必要となる資料も同一であることを考慮すれば、一方の事務にマイナンバーの利用が可能であり、一方が不可であることは、住民の混乱を招くことにつながり、「国民の利便性向上」を掲げるマイナンバー制度の目的に反するのではないかと考えます。これを踏まえ、ぜひ特定優良賃貸住宅に関する事務を番号法へ追加するにご検討いただきたいです。(参考)		
568	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県や保健所設置市に任せようとする状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せようとしている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の接種数は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が関係する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項		内閣官房、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、対応することはできない。	国の協力依頼に基づいて地方公共団体が実施している事務であるにもかかわらず、法第28条第4項の規定により「正当な理由がない限り国への依頼を拒むことができます。実質的に国から投げつけられている状況があることから、後者分限・協力範囲の明確化は必要と考える。 特定接種の登録事務に係る国からの協力依頼は、真に必要な場合に限定されるべきである。登録の円滑な実施のためとはいえ、国が事実上事務を県や市町村に丸投げしている状況があることから、「正当な理由」の範囲等を予め明確に示した上で協力を求めるべきである。		
298	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するとき、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項		内閣官房、総務省(消防庁)	福島県	C 対応不可	国民保護法は、我が国の平和と独立を脅かす脅威侵襲、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃といった武力攻撃事態等という最も重大な国家の緊急事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、必要な措置について定めることにより、国全体として万全の体制を整備することを目的としている。 都道府県の国民保護計画は、この武力攻撃事態等において、都道府県が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を、的確かつ迅速に実施するための行動計画となるもの。 この計画の作成、変更の際の内閣総理大臣への協議は、例えば、都道府県と防衛省・自衛隊との情報連絡体制の構築に関する事項等の、国の定める基本指針や指定行政機関の計画の内容と都道府県の計画の内容との整合性や国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、必要な措置について定められたものである。また、都道府県の区域を越える他の地方公共団体等との広域的な連携に関する事項等は、国の基本指針や指定行政機関の国民保護計画のほか、他の都道府県の国民保護計画との整合性等について調整が必要であること等に鑑みれば、都道府県の国民保護計画の作成、変更には、国の施策の適正な実施を確保する観点から、国民保護計画の作成、変更に関する内閣総理大臣との協議については、存置が必要。 また、都道府県の区域を越える他の地方公共団体等との広域的な連携に関する事項等は、国の基本指針や指定行政機関の国民保護計画のほか、他の都道府県の国民保護計画との整合性等について調整が必要であること等に鑑みれば、都道府県の国民保護計画の作成、変更には、国の施策の適正な実施を確保する観点から、国民保護計画の作成、変更に関する内閣総理大臣との協議については、存置が必要。 なお、内閣総理大臣への協議については、今後都道府県から要請があれば、関係機関とも協議しながら、適時、協議が行えるよう検討してまいりたい。	<回答> 提案内容は、迅速かつ適時の協議がなされない現行制度に支障があると、協議の廃止を求めているものであり、再度協議の廃止を求める。 なお、協議の廃止が前提であれば、計画の策定・変更について随時の手続きができるよう、所要の制度改正を願っている。 都道府県の国民保護計画が、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画の内容であれば、現行の1年に1度の手続は期間として適当とはいえず、計画内容を必要に応じて随時見直すことが肝要である。		

内閣官房 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		議題概要 (平26対応方針(平21.10閣議決定)特例) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該特例を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該特例を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
390	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。		【全国市長会】 国定が選定することのないよう、類似の事務へ拡大するなど、検討要状況等の情報を公開しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。		○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大を検討すると法律に規定されている一方、ヒアリングではその後の前倒しもあり得ることであった。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も改めて検討いただきたい。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報保護の観点から慎重に検討する必要がある。まずは、社会保険分野、郵政分野に利用範囲を限定し、マイナンバーの利用範囲を法律で明確に規定し、それ以外の分野においては特定個人情報の取集、保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止している。ここで、どの業務が社会保険分野、郵政分野に該当するものについては、それぞれ業務を個別に定める必要があると考えますが、例えば、現行の番号法においても、高等学校等奨学金の支給に関する法律による奨学金の支給に関する事務が規定されているなど、広い意味での社会保険制度に関する分野であっても、マイナンバーを利用できることとされているところである。一方、社会保険制度、取集及び取集対象に関する分野に該当する事務であっても、すべての事務が別表第一に規定されているわけではなく、どのような事務を番号法に追加するかについては、①全ての地方公共団体において当該事務でマイナンバーを利用すること、及び番号法第34条により情報提供の要が及びない物は当該業務に起因する業務が生じること、②そのため、例えば地方公共団体によっては申請件数がわずかなり事務であったとしても、一律に、マイナンバーの利用及び情報提供に活用するための追加のシステム整備等を行わなければならないこと、等を勘案しつつ、制度を所管する各府省庁の意向や、地方公共団体のニーズを踏まえた上で、マイナンバー利用の要否について個別に検討を行う必要があると考えます。「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による特定優良賃貸住宅は、中堅所得層等の居住の用に供する居住機能が良好な賃貸住宅(同法第1条)ですが、既に番号法第34条の範囲が「高等学校等奨学金支給金の支給に関する法律」による奨学金の支給に関する事務は、その対象者の所得上限が特定優良賃貸住宅の入居者の所得上限を上回っており、番号法に「社会保険制度」(番号法第34条第9項)は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における中堅所得層等を対象とする事務を排除する趣旨ではないことから、特定優良賃貸住宅に関する事務についても番号法上の「社会保険制度」に含まれることと判断できません。「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に関する事務について番号法別表に追加することとします。(ただし、ごまでの事務を追加することとするかは今後検討させていただきます。)	【内閣官房】 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(18条7号)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。	法律、省令	【法律】平成27年9月9日公布 【省令】平成27年12月25日公布 【法律】平成28年9月12日公布 【省令】平成28年5月30日施行	【法律】個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平27法45)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)の別表第一及び第二に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務を追加する改正を行い平成27年9月9日に公布し、別表第一の改正箇所については、平成28年1月1日に施行し、別表第二の改正箇所については平成28年5月30日に施行することとした。	
569		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可 本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を園において行うよう求めるものであり、今回の対象である①地方公共団体への事務、権限の移譲、②地方に対する規制緩和、のいずれにも当たらないため対応することはできない。 なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条第4項に規定する「必要な協力」とは、具体的には、管轄内における登録基準を定めた事業等への登録制度の周知や申請内容の確認とされており、厚生労働省においても、全国の都道府県から提出された申請内容を、責任をもって確認していることから、役割分担・協力範囲の明確化は図られているものと考えている。								
298				E 提案の実現に向けて対応を検討 都道府県の国民保護計画の変更については、提案のとおり、都道府県の意向を踏まえ、必要があれば年に複数回の手続きを行うなど適時の見直しができるよう対応する。今後、全国都道府県担当課長会議や都道府県国民保護計画の変更に関する調査の際に、この旨を周知する予定である。 なお、内閣総理大臣協議の廃止については、前回の回答のとおり。		E (内閣官房) (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(総務省と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行政内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。	通知	平成28年11月20日	都道府県の国民の保護に関する計画の変更について(平成28年11月20日付行政防衛第107号)			